

# 米粉の利用拡大支援対策について

令和 5 年 9 月

**農林水産省**

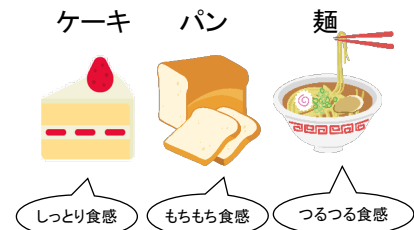
○ 世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化する中、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用は重要な課題です。米粉の利用拡大に向け、米粉の特徴を活かした**商品の開発**、需要の拡大に対応するための**製造能力の強化**、**米粉専用品種の生産拡大**に向けた取組を集中的に支援します。

## 1. 米粉商品開発等支援対策事業

米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造業者等の取組を支援（1/2補助）

- ・ 米粉の特徴を活かした商品の開発
- ・ 米粉・米粉製品の製造等に必要な機械の開発、導入
- ・ 米粉を原料とする商品の広告宣伝（食品流通業者も対象）
- ・ 新商品の上市後3ヵ月間の原材料（米粉）費（※大企業は1/3補助）

【補助上限2億円、下限100万円】



国産米粉の特徴を活かした新商品開発

## 2. 米・米粉消費拡大対策事業

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等

## 3. 米粉製品製造能力強化事業

製粉業者、食品製造業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援（1/2補助）

- ・ 米粉が主原料でグルテンフリーの場合には設備・機械に加えて建屋も支援対象
- ・ 米粉と小麦粉のブレンド製品の場合は製造設備・機械が支援対象（建屋は対象外）

【補助上限50億円、下限2,500万円】

## 4. 米粉種子増産事業

米粉の利用拡大が期待されるパン・麺用の米粉専用品種の増産に向け、必要な種子生産のための機械・施設の導入等を支援（1/2補助）



米粉製造機



製パン施設

# ○米粉商品開発等支援対策事業について

支援対象取組： 米粉の利用拡大を推進するために必要な米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等

- 補助対象者：
- (1) 食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）
  - (2) 飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体
  - (3) 食品流通事業者

※新用途米粉又はこれを原料とする製品を製造又は流通する取組を実施する事業者

- 支援対象経費：
- ・商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む）
  - ・商品開発に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費
  - ・食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成、初期費用、包材費は廃棄包装資材相当数分に限る）
  - ・商品の宣伝広告費

※商品の市販段階における原材料費の支援対象は、食品の製造に用いる米穀及び米粉の増加分に限る。支援期間は3ヶ月間以内とする。

補助率： 1/2等  
(ただし、商品の市販段階における原材料費の支援は、大企業の場合1/3)

補助上限： 採択1件当たりの補助上限は2億円 補助下限は100万円  
(ただし、商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限・下限は上記とは別に各々1億円・100万円とする。)

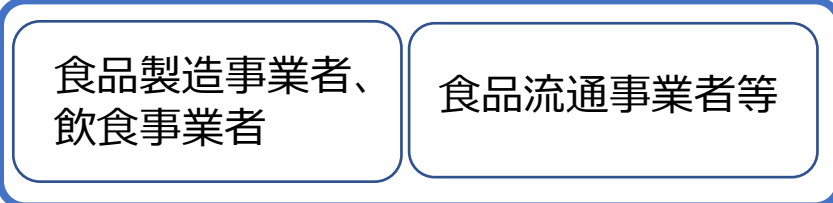
農林水産省

補助金  
[令和4年12月公募]

事業実施主体：株式会社 ぐるなび  
公募URL：<https://komeko-koubo.jp/>

補助金 1/2 ↓ ↑ 申請

※大企業については、商品の市販段階における原材料費の補助率1/3



商品等販売

消費者

# ○米・米粉消費拡大対策事業について

支援対象取組： 国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等の取組（広告、イベント開催、インターネットを通じた情報発信等）

補助対象者： 民間団体等（公募により選定）

支援対象経費：

- ・ 事業費（会場借料、設営費、広告・宣伝費、情報発信費、データ収集・処理・分析費）
- ・ 旅費
- ・ 謝金
- ・ 人件費
- ・ 賃金
- ・ 委託費等

補助率： 定額



農林水産省



補助率  
定額

[令和4年12月公募]

事業実施主体：株式会社ぐるなび



米・米粉に関する  
情報発信等



消費者



米粉の認知向上・米粉の消費拡大

# ○米粉製品製造能力強化事業について

支援対象取組： 米粉製粉・米粉製品製造能力の強化を促進するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等

補助対象者： 新用途米粉又はこれを原料とする加工食品を製造する者

支援対象経費：

- ・上屋等（製造施設等を覆うために必要な建築物等）  
※出荷される製品の主原料が米粉であって小麦グルテンを含まない取組に限る。）
- ・機械・設備
- ・その他（上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等（補助金額の20%以内）

補助率： 1/2

補助上限： 採択1件当たりの補助上限は50億円 補助下限は2,500万円

成果目標等： 以下のいずれかの取組を目標とすること。

- ア 本事業の実施後に出荷される全ての製品又は製品の主原料が米粉
- イ 本事業の実施後に出荷される製品の過半に、米粉を原料として2%以上使用
- ウ イに相当する数量の米粉を使用し、目標年度までの米粉製品の出荷累計額が国費の投入額に見合う水準

※米粉又は米粉製品を新規に製造又は10%以上増加させるものとする

採択要件：

- (1) 整備する設備等は、米粉又は米粉加工製品を製造するものであること。なお、既に米粉又は米粉加工製品の製造を行っている補助事業者が取組を行う場合は、当該施設における本事業の実施後の当該補助事業者の米粉の出荷量又は引取量の10%以上の増加を図ること。
- (2) 1事業実施計画当たりの総事業費が5,000万円以上であること。
- (3) 上屋を整備する場合、本事業の実施後、Codex-HACCPを完全履行していることを客観的に証明すること。

農林水産省

補助金

[公募期間：令和5年9月4日(月)～  
令和5年9月25日(月)]

事業実施主体  
(製粉企業、食品製造事業者)

補助金  
1/2

米粉、米粉製品の製造・販売



<製パン施設>



<米粉製造機械>

# ○米粉種子増産事業の概要、事業実施について

- 支援対象取組： 米粉専用品種の種子増産・供給に必要な機械・施設の整備
- 補助対象者： 米粉種子生産者、農事組合法人、特定農業団体、JA、農業者が組織する団体、公社、民間事業者等
- 支援対象経費： 次の施設・機械の整備に要する経費（既存の施設に機械のみ導入する場合も可）
- ・育苗施設  
（床土及び種もみ処理施設、播種プラント、出芽施設等）
  - ・乾燥調製施設  
（荷受施設、乾燥施設、調製施設、出荷施設、集排じん施設、処理加工施設等）
  - ・穀類乾燥調製貯蔵施設  
（荷受施設、一時貯留施設、乾燥施設、調製施設、貯蔵施設、均質化施設、出荷施設、集排じん設備、処理加工施設等）
  - ・種子種苗生産関連施設  
（種子種苗生産供給施設、種子種苗処理調製施設、種子備蓄施設、種子生産高度化施設等）
- 補助率： 1/2
- 上限事業費：
- ・育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設 設定なし
  - ・種子種苗生産関連施設 計画処理量1トンにつき1,113千円

農林水産省

補助金 1/2 ↓ ↑ 申請

[公募期間：令和5年9月4日(月)～  
令和5年9月25日(月)]

事業実施主体（協議会等）

種子生産者、JA、自治体、  
品種開発者、実需者等



専用米粉品種の  
種子増産・供給

米粉用米生産者

# 米粉の利用拡大支援対策事業の問い合わせ先について

問合せ先（本省、地方農政局等）	担当地域（都道府県）	電話番号
農林水産省 穀物課	全国	03-6744-2517
北海道農政事務所 業務管理課	北海道	011-330-8808
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、山梨、長野、静岡	048-740-0406
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4623
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9021
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6213
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653

本事業についてはコチラから  
(農水省HP)



[https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/r04\\_12/R4\\_12.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/r04_12/R4_12.html)



# ○ 米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(1)

- 米粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、米粉パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、米粉麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種を開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

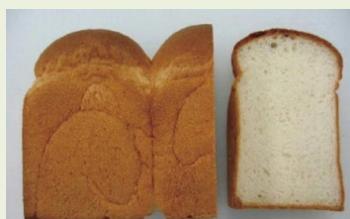
## 米粉パンに適した品種

### ミズホチカラ

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収(686kg/10a)。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯(主に九州)。



ミズホチカラ



「ミズホチカラ」の米粉パン

### ほしのこ

- ・「ほしのこ」は製粉特性が優れ、米粉原料に向く品種。
- ・パン・洋菓子等として小麦粉の代わりに使える米粉が一般品種より容易に製造可能。
- ・栽培適地は北海道。



ほしのこ



「ほしのこ」の米粉で作ったパン

### 笑みたわわ

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収(677kg/10a)。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適正に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地(関東以西)。



笑みたわわ



「笑みたわわ」の米粉パンケーキ

### こなだもん

- ・「こなだもん」の玄米収量は「ヒノヒカリ」とほぼ同じ。
- ・米粉の損傷デンプンが少なく、粒も細かいため、パンが膨らむ。
- ・焼いてから時間が経っても比較的固くなりにくいのが特長。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地。



こなだもん



「こなだもん」の米粉パン



# ○ 米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(2)

## 米粉麺に適した品種

### ふくのこ

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麺への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



ふくのこ



「ふくのこ」の米粉麺

### 亜細亜(あじあ)のかおり

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

### 越のかおり

- ・「越のかおり」は、アミロース含有率が33%程度の高アミロース品種。
- ・麺に加工すると茹でてでも溶けにくく、麺離れが良いので新しい食感。
- ・北陸では「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同じ中生品種。
- ・収量は「コシヒカリ」よりもやや劣るが、「キヌヒカリ」と同等。



越のかおり



「越のかおり」を使った商品例

### 北瑞穂(きたみずほ)

- ・「北瑞穂」はやや多収(600kg/10a)の高アミロース米品種。
- ・米粉の加工適性が高く、ライスパスタやクッキーに適している。
- ・栽培適地は北海道。



北瑞穂



「北瑞穂」で試作したライスパスタ

### あみちゃんまい

- ・「あみちゃんまい」はアミロース含有率が30%程度の高アミロース米品種。
- ・生育は「コシヒカリ」より早く、「ひとめぼれ」と同等。
- ・栽培適地は、東北中南部、北陸及び関東以西。



あみちゃんまい



あみちゃんまい

注) これら9品種は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日一部改正)において米粉専用品種として示された品種。  
このほか、米粉専用品種には都道府県知事特認品種も含まれる。